発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働二〇五）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同二〇六）

〔その他告示〕

- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇九）
- 種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一五五）
- 肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一五六）

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

労 動

最低工賃の改正決定に関する公示
(鳥取労働局最低工賃公示一)

日本国に帰化を許可する件

(法務省告示配六一)

公 告

諸 事 項

官庁 特別支給手続開始決定、特定保険募集人との所在の確知等關係

裁判所 相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、再生、所有者不明關係

会社その他 特別清算、再生、所有者不明關係

五

〔官室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

労 動

最低工賃の改正決定に関する公示
(鳥取労働局最低工賃公示一)

日本国に帰化を許可する件

(法務省告示配六一)

公 告

諸 事 項

官庁 特別支給手続開始決定、特定保険募集人との所在の確知等關係

裁判所 相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、再生、所有者不明關係

会社その他 特別清算、再生、所有者不明關係

六

法規的告示

○ 厚生労働省告示第二百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のよう改正する。

令和七年七月二十三日

厚生労働大臣 福岡 資樹
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
医薬品各条 (略) 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	医薬品各条 (略) 経鼻弱毒生インフルエンザワクチン
1・2 (略)	1・2 (略)
3 試験	3 試験
3. 1 シードロットの試験	3. 1 シードロットの試験
3. 1. 1 遺伝的安定性試験	3. 1. 1 遺伝的安定性試験
発育鶏卵で5代継代培養し、最終継代ウイルスの遺伝子配列を適当な方法により解析するとき、既知の遺伝子座において低温馴化、温度感受性又は弱毒性表現型に影響するアミノ酸変異を認めてはならない。この試験に適合しない場合にあっても、最終継代ウイルスについて3. 3. 2を準用した表現型試験に適合するときは、この試験に適合とみなす。	発育鶏卵で5代継代培養し、最終継代ウイルスの遺伝子配列を適当な方法により解析するとき、既知の遺伝子座において低温馴化、温度感受性又は弱毒性表現型に影響するアミノ酸変異を認めてはならない。この試験に適合しない場合にあっても、最終継代ウイルスについて3. 3. 2及び3. 3. 3を準用した弱毒性試験及び表現型試験に適合するときは、この試験に適合とみなす。
3. 2 (略)	3. 2 (略)
3. 3 原液の試験	3. 3 原液の試験
3. 3. 1 (略)	3. 3. 1 (略)
3. 3. 2 弱毒性試験 試験には、ワクチンに含まれるインフルエンザウイルスに対する抗体が検出されないフェレットを用いる。8～10週齢のフェレット3匹以上に、1匹当たり適当な濃度に希釀した試料1mLを経鼻接種して、3日間以上観察するとき、いずれの動物もインフルエンザ様症状を示してはならない。最終観察後、動物から鼻甲介及び肺でのウイルス感染価あるいは血清を用いた抗体価を測定するとき、承認された判定基準に適合しなければならない。	試験には、ワクチンに含まれるインフルエンザウイルスに対する抗体が検出されないフェレットを用いる。8～10週齢のフェレット3匹以上に、1匹当たり適当な濃度に希釀した試料1mLを経鼻接種して、3日間以上観察するとき、いずれの動物もインフルエンザ様症状を示してはならない。最終観察後、動物から鼻甲介及び肺でのウイルス感染価あるいは血清を用いた抗体価を測定するとき、承認された判定基準に適合しなければならない。

3. 3. 2 (略)
 3. 4 (略)
 (略)
 pH 4 处理酸性人免疫グロブリン
 1 (略)
 2 製法
 2. 1 原血漿 (しょう)
 (略)
 2. 2 原画分
 免疫抗体を変質させることなく、かつ、肝炎ウイルスその他の病原微生物を可及的に除去できる適当な方法によって原血漿を分画し、免疫グロブリンG画分を集める。この画分について、pH 4 处理、限外ろ過及び透析ろ過等の必要な操作を行い、これを原画分とする。
 2. 3 (略)
 3 小分製品の試験
 (削る)

3. 3. 3 (略)
 3. 4 (略)
 (略)
 pH 4 处理酸性人免疫グロブリン
 1 (略)
 2 製法
 2. 1 原血漿 (しょう)
 (略)
 2. 2 原画分
 免疫抗体を変質させることなく、かつ、肝炎ウイルスその他の病原微生物を可及的に除去できる適当な方法によって原血漿を分画し、免疫グロブリンG画分を集める。この画分について、pH 4 の条件下で透析及び限外ろ過の操作を行い、これを原画分とする。
 2. 3 (略)
 3 小分製品の試験
 3. 1 pH試験
 一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、承認された判定基準に適合しなければならない。なお、必要に応じて検体を生理食塩液で適切に希釈する。

3. 2 免疫グロブリンG含量試験
 一般試験法のセルロースアセテート膜電気泳動試験法を準用して試験すること又はアガロースゲル電気泳動法若しくはキャビラリー電気泳動法により試験することにより、総たん白質に対するヒト正常免疫グロブリンGの割合を測定する。

また、一般試験法のたん白窒素定量法を準用して試験することにより、たん白質量を測定する、又は日本薬局方のたん白質定量法の方法7(窒素測定法)の操作法Bを準用して試験することにより求めた総窒素量から、適当な支持体を用いてクロマトグラフ法により求めた添加剤由来の窒素量を除くことにより、たん白質量を算出する。

本試験の結果として示される総たん白質に対するヒト正常免疫グロブリンGの割合は98%以上であり、かつ、検体1mL中の含量は、表示量の90~110%でなければならぬ。

3. 2 免疫グロブリンG重合物否定試験
 一般試験法免疫グロブリンG重合物否定試験又はその他のサイズ排除クロマトグラフィーにより試験する。分析参照品又は分析参照品と同等の溶出位置を示す標準物質の溶出位置に基づきピークを定めるとき、二量体より大きな重合物の量は4.0%以下、凝集体の量は1.0%以下、単量体と二量体の量の和は90.0%以上でなければならぬ。

3. 3 ~ 3. 6 (略)
 (削る)

4 その他
 4. 1 (略)
 (略)

本試験の結果として示される総たん白質に対するヒト正常免疫グロブリンGの割合は98%以上であり、かつ、検体1mL中の含量は、表示量の90~110%でなければならぬ。

3. 3 免疫グロブリンG重合物否定試験
 一般試験法免疫グロブリンG重合物否定試験を準用して試験する。分析参照品又は分析参照品と同等の溶出位置を示す標準物質の溶出位置に基づきピークを定めるとき、二量体より大きな重合物の量は4.0%以下、凝集体の量は1.0%以下、単量体と二量体の量の和は90.0%以上でなければならぬ。

3. 4 ~ 3. 7 (略)

4 有効期間
 有効期間は、承認された期間とする。
 5 その他
 5. 1 (略)
 (略)

○厚生労働省告示第111号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第六十条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十一条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第111百七十九号)の一部を次の表のよう改正する。

令和七年七月十一日

厚生労働大臣 福岡 資庵

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>2 検定基準 生物学的製剤 (略) pH 4 处理酸性人免疫グロブリン 生物学的製剤基準のpH 4 处理酸性人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。 (略)</p>	<p>2 検定基準 生物学的製剤 (略) pH 4 处理酸性人免疫グロブリン 生物学的製剤基準のpH 4 处理酸性人免疫グロブリンの条の3.7に規定する試験法によるものとする。 (略)</p>

その他の告示

○法務省告示第百九号

公証人法（明治四十一年法律第五十号）第七条ノ一第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年七月二十三日

東京法務局所屬

法務大臣 鈴木 鑑祐
鈴木 啓文

○農林水産省告示第百五十五号

種苗法（平成十年法律第八号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第十一項及び第十一條の二第十一項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年七月二十一日

農林水産大臣 小泉進次郎

1(1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31084号 令和7年7月23日	Allium fistulosum L.	夏もえか	25	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	令和2年12月24日
第31085号 令和7年7月23日	"	やまひこ	"	山口県山口市滝町1番1号 中原採種場株式会社 福岡県福岡市博多区那珂5丁目9-25	令和3年5月11日
第31086号 令和7年7月23日	Begonia x tuberhybrida Voss	INBGSDORED	"	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地1	令和5年2月21日
第31087号 令和7年7月23日	"	INGBGLIPIN	"	"	"
第31088号 令和7年7月23日	"	INBGSDOCRE	"	"	"
第31089号 令和7年7月23日	Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	Rubens	"	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	令和3年9月16日

第31090号 令和7年7月23日	Citrus unshiu Marcow.	しま 島ゆたか	30	大内隆治 愛媛県松山市饒443番地 加美豊 愛媛県松山市中須賀3丁目7-12	令和3年11月22日
第31091号 令和7年7月23日	Limonium Mill.	BFマリン	25	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目9番29号	令和3年5月6日
第31092号 令和7年7月23日	"	ヒルディアティフ	"	HilverdaFlorist B. V. Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands	令和3年6月15日
第31093号 令和7年7月23日	"	STE10	"	Petrus Theodorus van Steijn Rembrandtlaan 32, 2215 CL Voorhout, The Netherlands	令和3年9月16日
第31094号 令和7年7月23日	"	ひ うん 飛雲	"	ティー・エス・メリクロン株式会社 山梨県北杜市小淵沢町8098	"
第31095号 令和7年7月23日	"	おうか 謳歌	"	"	"
第31096号 令和7年7月23日	Malus Mill.	べに 紅つるぎ	30	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目1番地1	令和6年3月19日
第31097号 令和7年7月23日	Prunus mume Siebold & Zucc.	すいはう 翠豊	"	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1番地	令和3年6月29日
第31098号 令和7年7月23日	Rosa L.	レイワプリンセス	"	渡部泰蔵 秋田県横手市大雄字三村395	令和2年12月21日

第31099号 令和7年7月 23日	Solanum lycopersicum L.	ふくい 福井1826号	25	福井県 福井県福井市大手 3丁目17番1号	令和2年 7月16日
第31100号 令和7年7月 23日	"	ふくい 福井1832号	"	"	"
第31101号 令和7年7月 23日	"	MKS-T133	"	ヴィルモランみか ど株式会社 千葉県千葉市緑区 大野台一丁目4番 11号	令和2年 8月13日
第31102号 令和7年7月 23日	"	ハル-08-13	"	株式会社ハルディ ン 千葉県印西市竹袋 470-4	令和3年 3月4日
第31103号 令和7年7月 23日	Torenia L.	NRS WRP	"	未来アグリス株式 会社 愛知県長久手市山 越606番地 国立研究開発法人 農業・食品産業技 術総合研究機構 茨城県つくば市觀 音台三丁目1番地 1 水野隆 愛知県尾張旭市上 の山町間口3027番 地の1	令和5年 8月10日
第31104号 令和7年7月 23日	"	NRS WB	"	"	"
第31105号 令和7年7月 23日	"	NRS WSP	"	"	"
第31106号 令和7年7月 23日	Vaccinium L.	ROYALROCIO	30	ROYAL BER- RIES S. L. Carretera de Al- monte-El Rocio Km. 24,2-21730 Almonte, Huel- va, Spain	平成24年 4月23日
第31107号 令和7年7月 23日	"	CORONA	"	"	"

(2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。
(「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31084号 令和7年7月 23日	Allium fistulosum L.	なつ 夏もえか	国立研究開発法人 農業・食品産業技 術総合研究機構 茨城県つくば市觀 音台三丁目1番地 1	なし	登録品種につき品 種の育成に關する 保護を認めないな い国以外の国で あつて指定国以外 の国に對し種苗を 輸出する行為及び 當該国に對し最 終消費の目的をも つて收穫物を輸 出する行為を制 限する。
第31085号 令和7年7月 23日	"	やまひこ	山口県 山口県山口市滝町 1番1号 中原採種場株式会 社 福岡県福岡市博多 区那珂5丁目9-25	"	"
第31089号 令和7年7月 23日	Brassica oleracea L. convar. botrytis (L.) Alef. var. cymosa Duch.	Rubens	株式会社サカタの タネ 神奈川県横浜市都 筑区仲町台二丁目 7番1号	"	"
第31090号 令和7年7月 23日	Citrus unshiu Marcow.	しま 島ゆたか	大内隆治 愛媛県松山市饒 443番地 加美豊 愛媛県松山市中須 賀3丁目7-12	"	"

第31091号 令和7年7月 23日	Limonium Mill.	BFマリン	福花園種苗株式会 社 愛知県名古屋市中 区松原二丁目9番 29号	"	"
第31092号 令和7年7月 23日	"	ヒルディアティフ	HilverdaFlorist B. V. Dwarsweg 15, 1424PL De Kwa- kel, The Nether- lands	"	"
第31093号 令和7年7月 23日	"	STE10	Petrus Theodorus van Steijn Rembrandtlaan 32, 2215 CL Vo- orhout, The Net- herlands	"	"
第31096号 令和7年7月 23日	Malus Mill.	べに 紅つるぎ	国立研究開発法人 農業・食品産業技 術総合研究機構 茨城県つくば市觀 音台三丁目1番地 1	"	"
第31097号 令和7年7月 23日	Prunus mume Siebold & Zucc.	すいはう 翠豊	神奈川県 神奈川県横浜市中 区日本大通1番地	"	"
第31099号 令和7年7月 23日	Solanum lycopersicum L.	ふくい 福井1826号	福井県 福井県福井市大手 3丁目17番1号	"	"
第31100号 令和7年7月 23日	"	ふくい 福井1832号	"	"	"
第31102号 令和7年7月 23日	"	ハル-08-13	株式会社ハルディ ン 千葉県印西市竹袋 470-4	ペトナ ム社会 主義共 和国	"
第31103号 令和7年7月 23日	Torenia L.	NRS WRP	未来アグリス株式 会社 愛知県長久手市山 越606番地 国立研究開発法人 農業・食品産業技 術総合研究機構	なし	"

			茨城県つくば市觀 音台三丁目1番地 1 水野隆 愛知県尾張旭市上 の山町間口3027番 地の1		
第31104号 令和7年7月 23日	"	NRS WB	"	"	"
第31105号 令和7年7月 23日	"	NRS WSP	"	"	"
第31106号 令和7年7月 23日	Vaccinium L.	ROYALROCIO	ROYAL BER- RIES S. L. Carretera de Al- monte-El Rocio Km. 24,2-21730 Almonte, Huel- va, Spain	"	"
第31107号 令和7年7月 23日	"	CORONA	"	"	"

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31090号 令和7年7月 23日	Citrus unshiu Marcow.	しま 島ゆたか	大内隆治 愛媛県松山市饒 443番地 加美豊 愛媛県松山市中須 賀3丁目7-12	愛媛県	指定地域以外の地 域において種苗を 用いることによる 得られる収穫物を 生産する行為を制 限する。

○農林水産省告示第千百五十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十二年法律第九十九号）第五条第九項の規定に基づき、令
和七年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和七年七月二十一日

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	1頭につき、六五〇、九〇〇円
褐毛和種	1頭につき、六一〇、一〇〇円
乳用種の品種	1頭につき、一〇五〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	1頭につき、二八一、五〇〇円

最高裁判所

簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事に補する

同

半田簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事補

同

東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定

により判事の職務を行う者に指名する（各通（以

上七月十六日））

釜村 健太

浜口 紗織

雨宮 龍太

小橋 陽一郎

皇室事項

信任状捧呈式

七月十七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アメリカ合衆国特命全権大使ジョー・ジョン・ガラスの信任状捧呈式を行われた。

認証官任命式

七月十七日午後三時三十分、宮中において、検事長川原隆司及び同山田利行の認証官任命式が行わされた。

官 庁 報 告

官 庁 事 項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月二十三日から一週間一般の観覧に供する。

令和七年七月二十三日

九州地方整備局長 垣下 複裕

(二) (一) 路路の種類 一般国道

占用来制限する区域 一百二十六号

(四) 指定区域 東方字馬場ノ上二〇番一から同市東方字馬場ノ上二五番一まで

制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の

敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合

は、この限りでない。

備考

(五) 占用来制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するににより、災害が発生した場合に

おける被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年七月二十四日

(七) 図面総覧場所 九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

労 動

最低工賃の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低工賃公示第1号

労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成27年鳥取労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年7月23日

鳥取労働局長 山下 複博

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者 鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子既製洋服のまとめの業務 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	金額
背広上衣	袖付け裏まつり	1枚につき 127円
	袖口裏まつり	1枚 (28センチメートル×2) につき 64円
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 57円
	ベンツまつり	1か所 (6センチメートル) につき 13円
	背裾まつり	1枚につき 40円
	袖開きまつり	1枚につき 17円
	襟折り返し裏まつり	1枚につき 17円
	背裏鎖止め	1か所につき 17円
	肩裏まつり	1枚につき 40円
	袖裏星入れ	1枚につき 32円
ズボン	ベンツ止め	1か所につき 5円
	カード付け	カード1枚につき 9円
	糸くず取り	1枚につき 64円
	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの 1本につき 17円
		わたり部について行うもの 1本につき 25円
	ボタン付け	1個につき 9円
	腰裏後端まつり	1本につき 9円
	糸くず取り	1本につき 25円

(2) 婦人既製洋服のまとめの業務 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

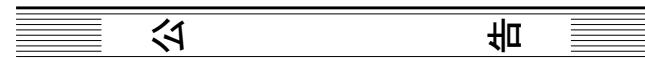
品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円

スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20円	
かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22円	
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円	
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	11円	
プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき	6円	
肩パット付け	部分止め	1組につき	28円	
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	37円	
糸くず取り		1枚につき	17円	
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11円
	裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	24円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	8円
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき	6円
	糸くず取り		1枚につき	17円
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	糸くず取り		1枚につき	16円

被服細部長尾城大十郎	
生誕の地の母郷に迷ひ日本國に歸化の姓を「十郎」と改め居たる。	
生誕	西暦1811年
姓	大庭
名	義木
字	義祐
住所	埼玉県鴻巣市
コダイラ・レオ	平成19年11月16日生
コダイラ・ハル	平成22年4月5日生
住所	東京都港区
マリア・エレナ・グティエレス・カストロ	
昭和49年10月18日生	
住所	東京都江東区
劉霞	昭和54年12月24日生
住所	富山市
リ・オリガ・エブゲニエブナ	昭和53年4月15日生
住所	さいたま市緑区
リチャード・クワミ・アモア	平成14年12月28日生
住所	名古屋市名東区
スソロフ・ドミトリ・ドミトリエヴィチ	平成2年11月12日生
住所	東京都八王子市
ジャネット・アベ・マダヤグ	昭和44年10月10日生
住所	三重県鈴鹿市
申勝海	平成9年11月15日生
住所	茨城県古河市
ペレーラー・エトウルドウラ・アラッチゲ・ギハーン・タランガ	平成4年1月18日生
エトウルドウラ・アラッチゲ・アキト・ギマンサ・ペレーラー	令和4年12月22日生
住所	大阪市淀川区
サン・ミン	昭和42年5月16日生
住所	福岡市博多区
ラメス・アレヤル	平成5年12月9日生
住所	埼玉県所沢市
李仲禹	平成4年10月4日生
住所	さいたま市西区
李昕納	昭和58年8月5日生
住所	埼玉県深谷市
アヤカ・ガエラ	平成16年3月1日生
住所	埼玉県川口市
李仙玉	昭和52年12月24日生
黄健鳴	平成21年9月17日生
黄健裕	平成28年8月10日生
住所	埼玉県狭山市
イスマイル・キジ	昭和56年2月10日生
住所	埼玉県川口市
エー・テツ・サン	平成5年11月17日生
宋順	昭和59年2月28日生
宋雨嫣	平成25年12月5日生
宋梓祐	平成30年3月24日生
住所	さいたま市大宮区
鄭公明	昭和27年1月26日生
住所	埼玉県鶴ヶ島市
ナイザベック・サイーダ	昭和62年12月16日生
住所	東京都北区
ニランジャン・パンダリ	平成7年12月6日生
住所	東京都板橋区
張贊	平成6年2月4日生
住所	愛知県西尾市
徐優翔	令和4年3月18日生
住所	群馬県伊勢崎市
ドン・ガーラグ・アジット・クマーラ	昭和48年11月18日生
住所	群馬県前橋市
ライアン・アントネット・マリット・マルボグ	平成12年6月14日生
住所	大分県別府市
南礼姫	昭和58年7月5日生
住所	東京都千代田区
高千瀧	昭和64年1月1日生
住所	千葉県市原市
張聖子	昭和53年12月26日生
住所	東京都渋谷区
徐光明	昭和31年10月24日生
住所	東京都品川区
ウェルカ・アスピ・クスマント	昭和61年9月11日生
住所	東京都西東京市
アイサットウ・トゥーレ	平成11年3月14日生
住所	浜松市浜名区
ジャン・ピエール・ロペス・イケダ	平成10年5月29日生
住所	東京都台東区
朴俊樹	昭和63年9月29日生

住所 福岡県嘉穂郡桂川町
朴賢皓 昭和40年10月20日生
孫雅美 昭和56年12月7日生
朴龍範 平成24年4月15日生
朴将範 平成26年10月17日生
住所 京都市伏見区
劉琦 平成元年1月13日生
住所 浜松市中央区
朴瑛鐸 平成元年9月7日生
住所 東京都板橋区
マデライン・ニコル・カブテ・ティユ 平成7年10月18日生
住所 東京都江戸川区
鄭雅平 平成6年5月20日生
住所 愛知県豊田市
マリア・シャーリー・チャーベス・アオヤマ 昭和41年1月7日生
住所 愛知県刈谷市
鄭立飛 昭和62年5月20日生
住所 名古屋市西区
イアン・ケネット・オルテンシオ・ハウティス タ 平成8年5月23日生
住所 愛知県東海市
レイカ・ロリエガ 平成16年3月20日生
住所 東京都練馬区
オム・ブラカシュ・サブコタ 平成4年4月23日生
住所 東京都板橋区
曲俊輝 平成12年1月28日生
住所 東京都杉並区
吳慧 平成元年9月28日生
住所 東京都大田区
バビタ・ラナバタ 平成5年9月7日生

住所 東京都大田区
スピヤンス・ギリ 令和3年3月3日生
住所 鹿児島県曾於市
馬雲霞 昭和46年11月29日生
住所 東京都千代田区
金勇均 昭和46年10月5日生
住所 横浜市鶴見区
全京姫 昭和5年2月27日生
李博子 昭和32年6月10日生
李惠美子 昭和36年7月18日生
住所 川崎市川崎区
金順愛 昭和31年12月17日生
住所 川崎市川崎区
金成哲 昭和54年9月17日生
金智賢 平成20年4月1日生
金泰賢 平成24年9月7日生
住所 神奈川県綾瀬市
パー・ポン・バヌタット 昭和47年8月18日生
住所 相模原市中央区
李建偉 昭和55年12月20日生
高莉仙 昭和54年11月14日生
李子高 平成20年9月2日生
高書米 平成27年8月13日生
住所 相模原市中央区
李利紗 平成元年5月31日生
住所 東京都文京区
馬寧 昭和58年3月29日生
馬子茹 平成28年8月8日生
馬聖然 令和元年5月2日生
住所 東京都足立区
朴翔柱 平成7年7月29日生



特 告

特別支給手続開始決定公告

令和7年7月23日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和7年第10号
- 2 特別支給手続開始決定の年月日 令和7年7月23日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲

- (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間
平成26年6月頃から令和元年11月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

飲食店経営者であった被告人が、同店従業員らと共に謀の上、自己が経営する東京都港区内の飲食店において、真実は、被害者らが同店で高額の飲食をした事実ではなく、同人らがその高額の飲食代金を同人らのクレジットカードで精算する旨真意に基づき申し出た事実もなかったのに、同人らのクレジットカードを決済端末機に挿入し、インターネット回線等を介してクレジットカード会社管理のコンピュータに虚偽の売上データを送信し、同クレジットカード会社に同クレジットカードを使用して内容虚偽の飲食代金を精算することを承認させるなどし、被告人らと加盟店契約を締結するなどしているクレジットカード会社から委託を受けた会社が管理するコンピュータシステムを介するなどして、被告人が管理する法人名義の口座に振込入金させて同飲食代金を立替払いさせ、財産上不法の利益を得た行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

- (1) 犯行場所飲食店名 「NYBAY (ニューヨークベイ)」
- (2) 当時の犯行場所 東京都港区六本木3丁目14番14号VORT六本木Kaleidoビル (又は六本木314ビル) 3階
- (3) クレジットカード利用店舗名 「UP-DO」「N.Y.T.S (New York Times Square)」「AMERICAN DINNING」「N.Y.C (NEW YORK CLASSIC)」「MANHATTAN VIEW SKYSCRAPERS LOUNGE」「Dinning Restaurant Bar Maximus rouge」「HARBORVIEW STAR」「RENAISSANCE」「PRINCE GARDEN」「Valentino New York Café (V.N.Y.C)」「Prominent Classic」
- (4) 支払先口座名義 「合同会社XPERIA」「合同会社ACCESS」「合同会社WIN115」「合同会社BRAND」「合同会社GOLD UP115」「合同会社EXTANT」「株式会社グリーンロード」「合同会社UNIQUE」
- 5 残余給付資金の額 金120万5696円
- 6 特別支給申請期間 令和7年7月23日から令和7年8月25日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 裁判所名 東京地方裁判所
 - (2) 裁判年月日 令和4年4月21日 (令和5年6月1日確定)
 - (3) 被告人の氏名 ホッセン リアット
 - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
(事実の要旨)

飲食店経営者であった被告人が、同店従業員らと共に謀の上、平成31年4月25日及び令和元年9月26日から同月27日の間、自己が経営する東京都港区内の飲食店において、真実は、被害者らが同店で高額の飲食をした事実ではなく、同人らがその高額の飲食代金を同人らのクレジットカードで精算する旨真意に基づき申し出た事実もなかったのに、同人らのクレジットカードを決済端末機に挿入し、インターネット回線等を介してクレジットカード会社管理のコンピュータに虚偽の売上データを送信し、同クレジットカード会社に同クレジットカードを使用して内容虚偽の飲食代金を精算することを承認させるなどし、被告人らと加盟店契約を締結するなどしているクレジットカード会社から委託を受けた会社が管理するコンピュータシステムを介するなどして、被告人が管理する法人名義の口座に振込入金させて同飲食代金を立替払いさせ、財産上不法の利益を得るとともに、その犯罪収益等の取得事実を仮装した。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

- 8 この公告に関する問合せ先 (申請書の持参又は郵送による提出先)

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611 (代表) 内線3350、4392

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

- 下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和7年8月21日までに中国財務局理財部金融監督第3課あて申し出をされたい。
- 前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

【掲載順序】

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20962000687②伊達祐也③伊達祐也④鳥取県米子市安倍698

令和7年7月23日

中国財務局長 中村 広樹

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第7188号

福岡市中央区天神2丁目13番1号

申立人 ふくおか債権回収株式会社

本籍福岡県福岡市城南区梅林3丁目110番地5、最後の住所福岡県福岡市城南区梅林3丁目32番7号、死亡の場所福岡県福岡市城南区、死亡年月日令和5年11月8日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和30年9月18日、職業会社役員

被相続人 亡 濱崎 正隆

事務所福岡県福岡市中央区六本松2-12-25
ベルヴィ六本松3階

相続財産清算人 弁護士 呂山 桂子

催告期間満了日 令和8年3月13日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第70270号

東京都江戸川区松島1丁目38番1号

申立人 社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会

本籍東京都江戸川区上篠崎3丁目140番地、最後の住所東京都江戸川区北小岩1丁目21番12号やすらぎの里北小岩、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和6年10月6日、出生の場所東京都東京市京橋区、出生年月日昭和17年8月15日、職業無職

被相続人 亡 白濱 正男

事務所東京都新宿区四谷1丁目13番地山水ビル3階 津の守坂法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木内 昭二

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70703号

東京都江戸川区中央4丁目24番19号

申立人 東京都江戸川都税事務所長

本籍東京都江戸川区平井4丁目24番、最後の住所東京都江戸川区平井4丁目24番3号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和3年5月5日、出生の場所東京都東京市江戸川区、出生年月日昭和16年2月2日、職業不明

被相続人 亡 浅子 瑛三

事務所東京都千代田区永田町2-14-2山王グランドビル414区 赤坂山王総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒木 哲郎

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70710号

東京都世田谷区北沢4-14-16

申立人 岡田 壮平

本籍兵庫県姫路市形町の形1954番地、最後の住所東京都世田谷区上用賀4丁目19番9-301号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年2月9日頃、出生の場所愛知県名古屋市西区、出生年月日昭和33年11月5日、職業無職

被相続人 亡 荒勝 正

事務所東京都豊島区西池袋5丁目1番6号第二矢島ビル5階 宮本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮本 正行

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第71043号

岩手県一関市宮坂町1番4号

申立人 佐藤 静

本籍岩手県一関市宮下町16番地7、最後の住所東京都目黒区中目黒2丁目1番27-345号全国小売酒販会館・グリーンヒル恵比寿、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和6年2月27日、出生の場所岩手県一関市、出生年月日昭和40年10月24日、職業無職

被相続人 亡 小岩 哲也

事務所東京都中央区日本橋兜町20-5兜町八千代ビルディング2階 パークス法律事務所

相続財産清算人 弁護士 望月浩一郎

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第15037号

新潟県長岡市浦6351番地

申立人 西脇 栄司

本籍新潟県長岡市青山町181番地、最後の住所新潟県長岡市青山町181番地、死亡の場所新潟県小千谷市、死亡年月日令和6年9月18日、出生の場所新潟県古志郡上組村、出生年月日大正13年5月11日、職業無職

被相続人 亡 古塙キヨイ

主たる事務所新潟市中央区新光町10番地2

相続財産清算人 弁護士法人一新総合法律事務所

催告期間満了日 令和8年2月6日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年（家）第15046号

新潟県長岡市寺泊木島1610番地

申立人 株式会社鬼島

本籍新潟県長岡市寺泊木島53番地、最後の住所新潟県長岡市寺泊木島53番地、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和2年9月11日頃から20日頃までの間、出生の場所新潟県三島郡寺泊町、出生年月日昭和26年4月26日、職業アルバイト

被相続人 亡 白井 春雄

主たる事務所新潟市中央区新光町10番地2

相続財産清算人 弁護士法人一新総合法律事務所

催告期間満了日 令和8年2月6日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年（家）第3027号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍東京都大田区東嶺町12番、最後の住所長野県北佐久郡御代田町大字塩野3364番地7、死亡の場所長野県北佐久郡御代田町、死亡年月日推定令和4年10月29日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和30年12月30日、職業不明

被相続人 亡 大橋 一夫

長野県佐久市岩村田1138番地10 室賀法律事務所

相続財産清算人 弁護士 室賀 俊樹

催告期間満了日 令和8年2月3日

長野家庭裁判所佐久支部

令和7年（家）第5026号

長野県駒ヶ根市中沢3928番地

申立人 米山 明子

本籍長野県駒ヶ根市中沢3928番地、最後の住所長野県駒ヶ根市中沢3928番地、死亡の場所長野県駒ヶ根市、死亡年月日令和6年10月18日、出生の場所長野県駒ヶ根市、出生年月日昭和28年7月24日、職業無職

被相続人 亡 米山 正雄

長野県伊那市西春近2481番地3 中村威彦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 威彦

催告期間満了日 令和8年2月10日

長野家庭裁判所伊那支部

令和7年（家）第7309号

愛知県北名古屋市鹿田3932-10

申立人 佐藤 弘成

本籍愛知県北名古屋市熊之庄堤下150番地、最後の住所愛知県北名古屋市鹿田清井古77番地2-107、死亡の場所愛知県北名古屋市、死亡年月日推定令和7年1月14日、出生の場所岐阜県可児郡可児町、出生年月日昭和31年8月15日、職業アルバイト

被相続人 亡 平澤 英信

事務所名古屋市中区錦3丁目5番31号オーキッドプレイス名古屋錦ビル4階 原島法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田島 港

催告期間満了日 令和8年2月18日

名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第7358号
愛知県海部郡蟹江町桜3丁目334番地
申立人 片桐ジョイメグミ
本籍名古屋市南区菊住2丁目219番地、最後の住所名古屋市北区喜惣治2丁目200番地市営喜惣治荘9棟402号、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日令和6年1月15日、出生の場所名古屋市南区、出生年月日昭和16年8月5日、職業不明
被相続人 亡 片桐 秀策
事務所名古屋市中区錦1丁目20番25号広小路YMDビル7階 弁護士法人草野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 上山 晶子
催告期間満了日 令和8年2月18日
名古屋家庭裁判所

令和7年（家）第80218号
福岡市中央区小笹4丁目5番1クラシオン小笹山手一番館703号
申立人 乙部 邦彦
本籍京都府京都市下京区西七条南東野町174番地、最後の住所大阪府高槻市八丁畷1番13号共生の里老人ホーム、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年3月22日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和2年3月9日、職業無職
被相続人 亡 高田 政江
大阪市北区東天満1-11-15 若杉グランドビル別館803
相続財産清算人 弁護士 福田あやこ
催告期間満了日 令和8年3月3日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第80799号
大阪府茨木市別院町6番34号
申立人 武内 勝
本籍大阪府茨木市大手町746番地、最後の住所大阪府茨木市別院町6番34号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日令和6年4月19日、出生の場所中華民国青島廣東路、出生年月日昭和8年1月9日、職業不明
被相続人 亡 北村 愿子
大阪市北区西天満4丁目2番2号 ODI法律ビル301号
相続財産清算人 弁護士 小林 あや
催告期間満了日 令和8年3月3日
大阪家庭裁判所

令和7年（家）第4130号
東京都港区浜松町2丁目3番1号
申立人 オリックス債権回収株式会社
本籍大阪府富田林市大字嬉1番地1、最後の住所大阪府富田林市大字嬉1番地1-104、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和6年3月9日、出生の場所神奈川県三浦郡三崎町、出生年月日昭和11年7月16日、職業不明
被相続人 亡 岡本 敬次
事務所大阪市中央区南船場2丁目12番16号ルグラン心斎橋9階
相続財産清算人 弁護士 井本 雅之
催告期間満了日 令和8年2月18日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第482号
兵庫県淡路市中田188-13
申立人 正井 之彦
本籍兵庫県洲本市本町2丁目721番地1、最後の住所兵庫県洲本市本町2丁目1番34号、死亡の場所兵庫県洲本市、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所山口県下関市、出生年月日昭和3年10月19日、職業無職
被相続人 亡 網干 福子
兵庫県明石市相生町1丁目2番34号 佐藤ビル きょうどう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三好登志行
催告期間満了日 令和8年2月6日
神戸家庭裁判所洲本支部

令和7年（家）第49号
鳥取県鳥取市幸町1番地フローレンス鳥取幸町グランドアーク503号
申立人 柿本久仁子
本籍鳥取県鳥取市寿町566番地、最後の住所鳥取県鳥取市幸町1番地フローレンス鳥取幸町グランドアーク503号、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和6年4月6日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和21年3月4日、職業不明
被相続人 亡 森 康彦

事務所鳥取県鳥取市西町1丁目210番地 東邦ビル4階 弁護士法人T N L A W支所 鳥取総合法律事務所
相続財産清算人 谷口麻有子
催告期間満了日 令和8年2月9日
鳥取家庭裁判所

令和7年（家）第69号
鳥取県鳥取市国府町国分寺57番地
申立人 福田 浩則
本籍鳥取県鳥取市吉方温泉1丁目615番地、最後の住所不明、死亡の場所広島県広島市安佐北区、死亡年月日平成6年2月26日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和24年7月27日、職業不明
被相続人 亡 大西 博子
事務所鳥取県鳥取市片原2丁目108番地 エステートビル2階菜の花総合法律事務所
相続財産清算人 今田 慶太
催告期間満了日 令和8年2月9日
鳥取家庭裁判所

令和7年（家）第73号
鳥取県鳥取市下味野101番地
申立人 川口 保則
本籍鳥取県鳥取市気高町上原367番地、最後の住所鳥取県鳥取市気高町上原367番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和7年2月21日、出生の場所鳥取県気高郡鹿野町、出生年月日昭和43年1月9日、職業無職
被相続人 亡 田中みゆき
事務所鳥取県鳥取市片原2丁目108番地エステートビル2階 菜の花総合法律事務所
相続財産清算人 古田 昌己
催告期間満了日 令和8年2月10日
鳥取家庭裁判所

相続権主張の催告
次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第6046号
茨城県龍ヶ崎市4433番地黒田法律事務所
申立人 黒田 祥史

本籍東京都荒川区東日暮里2丁目1770番地、最後の住所茨城県龍ヶ崎市川原代町5866番地1、死亡の場所茨城県龍ヶ崎市、死亡年月日平成25年2月1日頃から10日頃までの間、出生の場所茨城県鹿島郡諏訪村、出生年月日昭和20年6月7日、職業無職
被相続人 亡 竹守 司郎
催告期間満了日 令和8年1月23日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第25号
長野県飯田市座光寺3542-7
申立人 松枝 勝
本籍長野県飯田市上久堅8922番地、最後の住所不明
不在者 松枝 陽子
昭和17年7月28日生
届出期間満了日 令和7年10月31日
長野家庭裁判所飯田支部

令和7年（家）第87号
愛知県豊橋市小池町73番地1
申立人 高藤 久子
本籍愛知県豊橋市小池町73番地1、最後の住所愛知県豊橋市小池町73番地1
不在者 高藤 富夫
昭和25年6月1日生
届出期間満了日 令和7年10月31日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年（家）第37号
三重県松阪市高町512番地85
申立人 後藤 廉法
本籍三重県伊勢市八日市場町8番地、最後の住所三重県伊勢市八日市場町1番19号
不在者 小西 豊
昭和21年9月1日生
届出期間満了日 令和7年10月31日
津家庭裁判所伊勢支部

令和7年(家)第126号
兵庫県高砂市米田町米田825番地の3
申立人 松下こずえ
本籍東京都狛江市東和泉3丁目2611番地、最後の住所兵庫県高砂市米田町米田825番地の3
不在者 松下 好輝
昭和52年8月12日生
届出期間満了日 令和7年10月31日
神戸家庭裁判所姫路支部
令和7年(家)第83号
宮城県大崎市三本木字大谷5番地2
申立人 柏 美紀
本籍宮城県大崎市三本木字大谷5番地2、最後の住所宮城県大崎市三本木字大谷5番地2
不在者 柏 裕樹
昭和41年12月28日生
届出期間満了日 令和7年9月19日
仙台家庭裁判所古川支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第3号
大阪府高石市綾園7丁目7番22号
申立人 株式会社双葉ゴム製作所
代表者代表取締役 緒方 直人
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月2日
令和7年7月3日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 UV43273
金額 589,050円
支払期日 令和6年12月22日
支払地 東京都中央区
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行大伝馬町支店
振出日 令和6年8月26日
振出地 東京都中央区
振出人 三報ゴム株式会社 代表取締役会長 大熊 正和
受取人 申立人
最終所持人 申立人

令和7年(へ)第5号
東京都渋谷区代々木4丁目5番16号L a鳳山103
申立人 高山美栄子
申立人法定代理人成年後見人 井上 一希
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月2日
令和7年7月3日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録
小切手 1通
小切手番号 AA579908
金額 69,154,094円
支払人 株式会社ゆうちょ銀行京橋店
支払地 東京都中央区
振出日 令和6年4月1日
振出地 東京都渋谷区
振出人 ゆうちょ銀行代理業者日本郵便株式会社 渋谷橋郵便局長 板垣 光昭
最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第185号
徳島県徳島市間屋町41番地
債務者 斎藤陸株式会社
代表者代表取締役 斎藤 敏彦
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 戸田 順也
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1036号
埼玉県戸田市美女木1丁目4番地12
債務者 有限会社ツーバイテック
代表者代表取締役 川崎 東洋
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 峯岸 孝浩

4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時50分

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第198号
静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目7番44号
債務者 有限会社嶋野
代表者取締役 嶋野 正明
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 晃久
4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第8号
山口県周南市大字湯野1928番地
債務者 有限会社松野建設
代表者代表取締役 松野 政治
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱田 忠司
4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時30分

山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第165号
茨城県常陸大宮市富岡1551番地の1
債務者 株式会社砂川屋
代表者代表取締役 砂川 豊朗
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後2時

水戸地方裁判所

令和7年(フ)第355号
神奈川県愛甲郡愛川町中津964番地の13
債務者 株式会社First Step
代表者代表取締役 長嶋 辰也

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西 大良
4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第426号
神奈川県厚木市飯山南3丁目20番34号
債務者 株式会社国本精機
代表者代表取締役 國本 香次
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大森 淳
4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後3時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第82号
富山県南砺市梅ヶ島238番地
債務者 柴田株式会社
代表者代表取締役 柴田喜代信
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 作井 康人
4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時45分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第1228号
札幌市南区北ノ沢2丁目15番7号
債務者 株式会社こがね
代表者代表取締役 佐藤 直樹
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木場 知則
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2597号 大阪府高槻市南平台1丁目2番50号 債務者 有限会社ヒューマンテック 代表者取締役 竹畠 貴章 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芳之内大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部	3 破産管財人 弁護士 角谷 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1177号 福岡市東区香椎3丁目42番7号 債務者 株式会社R E N S 代表者代表取締役 松尾宗一郎 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢口耕太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月24日前10時 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第3182号 大阪府東大阪市友井2丁目29番6号 債務者 株式会社パナウエンズ 代表者代表取締役 植月 崇介 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	神戸市北区西大池1丁目3番26号 債務者 ジェイワンファクトリー合同会社 代表者代表社員 中村 一郎 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 羽田 由可 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午前10時20分 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第472号 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第192号 愛媛県松山市保免西2丁目3番10号プレアーユ 保免西205号 債務者 合同会社オリーブハウス 代表者代表社員 田村 恵子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高桑 リエ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後1時45分 松山地方裁判所民事部	神戸市兵庫区駅前通4-2-13 債務者 A & S企画株式会社 代表者代表取締役 岩本 昌浩 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 灑澤 崇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月7日午前10時45分 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第515号 札幌市白石区北郷1条1丁目1番7-101号 債務者 株式会社M-P l a n n i n g 代表者代表取締役 松山 偕 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大曲 薫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月16日午前10時30分 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第21号 山口県萩市大字平安古町129番地6 債務者 株式会社ハッピーわん 代表者代表取締役 藤田賀津利 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 高康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月3日午前11時 山口地方裁判所萩支部	和歌山市向155番地3 債務者 株式会社S・K・Y 代表者代表取締役 中村 博昭 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 九鬼 周平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午前10時25分 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第127号 和歌山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第3096号 大阪府豊中市小曾根1丁目19番18号 債務者 株式会社平松建設 代表者代表取締役 平松 務 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	岐阜県関市若草通1丁目8番地 債務者 中濃青果株式会社 代表者代表取締役 稲垣 克己 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月10日午前10時 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第233号 茨城県水戸市吉沼町556番地1 債務者 株式会社T O R Y U 代表者代表取締役 藤原 偕 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午後1時45分 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第254号 滋賀県甲賀市信楽町上朝宮540番地の1 債務者 有限会社茶城藤園 代表者代表取締役 小河 伸次 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第253号 滋賀県甲賀市信楽町上朝宮540番地の1 債務者 有限会社茶城藤園 代表者代表取締役 小河 伸次 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第929号 埼玉県戸田市笛目4丁目40番地の11 債務者 有限会社三星塗装 代表者代表取締役 三星 英夫 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月27日前11時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第349号
 神奈川県厚木市下荻野1236番地1 グラン
 フィールズⅢ 205
 債務者 鵜木 留美
 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 石森加奈子
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第37号
 山形県鶴岡市宝田2丁目9番28-12号
 債務者 三浦 淳志
 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 脇山 拓
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時45分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第179号
 三重県四日市市大字羽津甲1番地13
 債務者 西浦 正仁
 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 横山 康志
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第1394号
 爽知県東海市大田町下浜田1045番地
 債務者 安東謙こと 権 永頓
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 林 秀明
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1426号
 愛知県知多市つづじが丘1丁目14番地 14-407
 債務者 笹浪 将偉
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 梶田 晋
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時10分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第238号
 愛知県西尾市下矢田町薄畑24番地
 債務者 鵜飼 恵
 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小出 和之
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1453号
 愛知県半田市船入町48番地の2
 債務者 京井 和春
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 荒川 武志
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時50分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第316号
 愛知県豊田市田中町1丁目134番地2 ウィルハウス田中203号
 債務者 森 由理香
 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 松村 修平
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時50分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第1169号
 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲697番地1 丸俊ビル401号
 債務者 城戸 洋子
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 平田 卓
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1225号
 福岡県筑紫野市原田6丁目12番地1 (アメックス原田ステーションタワー903号)
 債務者 黒木麻衣子
 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 三宅 大輝
 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 岩橋 愛佳
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時10分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第198号
 福岡県春日市小倉4丁目213番地 サファイアI
 債務者 宮野 孝之
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 隈 慧史
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後3時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第166号
 茨城県常陸大宮市宇留野3100-3 マリアグランドィカ A-202、住民票上の住所茨城県常陸大宮市富岡1555番地の1
 債務者 砂川 豊朗
 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後2時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで
 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第356号
 神奈川県愛甲郡愛川町中津964番地の13
 債務者 長嶋 辰也
 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 西 大良
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第1191号 札幌市豊平区月寒東1条14丁目3番13-403号 債務者 佐藤 友香 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 直子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第9号 山口県周南市大字湯野1928番地 債務者 松野 政治 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田 忠司 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 山口地方裁判所周南支部 令和7年(フ)第65号 千葉県茂原市新小巒832番地4、前住所東京都江東区亀戸1丁目39番1号 ハピーハイツ亀戸1002 債務者 清田 大輔 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川名 秀太 4 破産債権の届出期間 令和7年8月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係 令和7年(フ)第1168号 東京都三鷹市野崎3丁目17番6号 債務者 金 千夏樹 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本多 一成	4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第173号 群馬県伊勢崎市日乃出町17番地 債務者 山崎 俊彦 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井匠太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第23号 山形県新庄市大字昭和646番地 債務者 横戸 勤 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青柳 紀子 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 山形地方裁判所新庄支部 令和7年(フ)第562号 千葉県松戸市八ヶ崎6丁目28番地の20 債務者 池上 礼香 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩川 遼 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第1197号 東京都八王子市下恩方町701番地5セントラルハイツ101号 債務者 田中 幸夫 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 正博 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第1109号 東京都八王子市橋原町1435番地1セジュールB島崎102号 債務者 佐藤 竣飛 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第1110号 東京都八王子市橋原町1435番地1セジュールB島崎102号 債務者 佐藤 真結 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第549号 千葉県松戸市上本郷3256番地の4 債務者 藤原 利江 1 決定年月日時 令和7年7月4日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高品 恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第384号 川崎市川崎区小田栄1丁目11番22-203号 レジエンド小田栄 債務者 池内 秀太 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山際康太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
---	--

令和7年(フ)第399号

川崎市宮前区馬絹4丁目11番33号 Y S マンション 102

債務者 松本 瑞穂(旧姓岐岐)

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 俊介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第189号

千葉県佐倉市城204番地375

債務者 枇山 史人

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1147号

東京都日野市日野台5丁目3番地の1メゾン・ド・ノア日野台103

債務者 山下 順子

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 新
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第537号

千葉県流山市大字鰯ヶ崎1760番地の4 ベルクレース21-401

債務者 山田 理是

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古井 正二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第227号

東京都東村山市萩山町3丁目7番地77
債務者 上野 沙織

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木徳太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで

令和7年(フ)第364号

相模原市中央区相生1丁目3番2号 リバティ相生201号室

債務者 斎藤 昇

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中穂奈美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日前1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月13日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第191号

千葉県佐倉市高崎8番地21

債務者 高安 昌一

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下山 修司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第157号

千葉県富里市御料536番地1

債務者 林 静代

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮崎 寛之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第648号

川崎市高津区北見方2丁目27番1-102号
多摩川レジデンス

債務者 清水 佳和

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 宏昭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月20日前2時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第395号

川崎市宮前区南野川2丁目64番16号

債務者 秋丸 民子(旧姓廣部)

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 若松みづき
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第558号

千葉県柏市十余二254番地52 ルーチェjibiki 202号

債務者 根本 秀博

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 崇人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月27日前1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1155号

東京都町田市金森4丁目4番2-307号

債務者 栗田 広美

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 浩幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日前2時

6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1096号

東京都日野市神明2丁目10番地の6

債務者 山道 亨臣

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保康裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1105号

東京都日野市西平山1丁目32番地の14クレセントII101

債務者 小田 信弘

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古庄 野火
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1085号

横浜市神奈川区子安通3丁目351番地1 クレストフォルム横浜グランイースト304号

債務者 小野寺レイ

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下田 麻衣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月30日前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第758号 神奈川県藤沢市長後1225番地の1 レーベン スクエア藤沢プレイジアム915 債務者 川口 美優 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菱山 哲平 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 一星 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第979号 福岡市中央区鳥飼3丁目12番2号 コーポ山下201号 債務者 高城 里沙 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安河内涼介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1087号 東京都狛江市西野川2丁目29番8号フロレスタレシデンシアB201 債務者 阿部 圭祐 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小柴 一真 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月14日午後1時15分 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河島 多恵 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月21日午後4時 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 新潟地方裁判所三条支部	令和7年(フ)第1139号 福岡市早良区高取2丁目15番25-302号 サントピア高取 債務者 中園 隆明 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 裕貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第305号 相模原市中央区清新4丁目8番15号 グランドール201 債務者 佐藤 隆行 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細貝 唯大 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月15日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 横浜地方裁判所相模原支部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 延野 俊浩 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月23日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日時 令和7年7月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島俊太朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 前橋地方裁判所桐生支部	令和7年(フ)第1141号 福岡市東区八田3丁目11番14-201号 プリエール八田A棟 債務者 岡下三太郎 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳原 聖雨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1062号 東京都東大和市清原3丁目1番地22-608号 債務者 長谷川涼子 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 隼 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで	1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田坂 幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1079号 福岡市早良区早良5丁目7番35号 債務者 山本 勝之 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1062号 東京都東大和市清原3丁目1番地22-608号 債務者 長谷川涼子 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 隼 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで	1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 晃久 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田坂 幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1079号 福岡市早良区早良5丁目7番35号 債務者 山本 勝之 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第422号 栃木県日光市土沢45番地31 債務者 テリースタジオこと 石塚 輝			

令和7年(フ)第274号

福岡県福津市手光852番地
債務者 秦 善尚

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤木 孝旨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第275号

福岡県福津市手光852番地
債務者 秦 和子

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤木 孝旨
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1050号

福岡市南区野多目4丁目19番38号
債務者 手嶋 稔

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 考
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1148号

福岡市西区周船寺2丁目16番33-105号 サンハウス
債務者 出口 希望

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堤 純里香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1185号

福岡県大野城市川久保1丁目17番10-102号
第一シャトービル
債務者 清水由美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 太一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時

5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第911号

福岡市西区福重5丁目10番44-102号 リーベル福重式番館

債務者 入江 美保

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下村 訓弘

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後4時

5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第993号

福岡県大野城市大城4丁目23番38号 アンスリーゼ大城F102号、前住所福岡県大野城市大城2丁目24番16号

債務者 山本 那奈

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 楠木 玲

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後3時

5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1077号

福岡市東区松島4丁目1-6 R'sレジデンス松島Ⅱ302、住民票上の住所北九州市小倉南区福力団地111番104号

債務者 前田 優貴

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 中野 雄也

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時

5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1117号

福岡県那珂川市松木2丁目163番地 エルディム白水A201号

債務者 佐伯 年信

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 波止 佳子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後3時30分

5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第31号

兵庫県朝来市和田山町玉置1125番地2 コンコードI 205号(石橋方)、旧住所京都府福知山市石原1丁目38番地、兵庫県姫路市五軒邸4丁目120番地フランディルオーラ101

債務者 岩崎 玲唯

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 辻本 武之

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時50分

5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第143号

茨城県つくばみらい市野堀611番地280

債務者 近田 良明

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 風間 治人

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時40分

5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第282号

新潟市江南区亀田四ツ興野3丁目4番6号

グラシア301号、前住所新潟市秋葉区川口89番地7

債務者 神保 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山田 晶久

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時45分

5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第208号

香川県高松市福岡町2丁目13番6号 レピュート若草B-101

債務者 中山 智照

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 栗田 亮

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時30分

5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1047号

福岡県古賀市鹿部482番地

債務者 糸数眞里子

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 池田 早穂

4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第532号

福岡県大野城市南ヶ丘7丁目20番1号

債務者 新家 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宮本 直樹

4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第3002号

大阪市中央区森ノ宮中央1丁目2番21号 第3森ノ宮中央ハイツ401、前住所愛媛県四国中央市寒川町3114番地

債務者 アシスト24イオンタウン川之江店こと進藤功太郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 松本 京子

4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第132号

愛知県西尾市一色町一色未荒子93番地 ミラーナラビス106号室、前住所愛知県岡崎市中島町字荒井前32番地 アンドリュース 301

債務者 稲垣 亜希

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第485号	北九州市八幡西区陣原3丁目23番9-1002号 債務者 梶島めぐみ 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第32号	静岡県掛川市大坂698番地の14 債務者 梅田 恵美 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和7年(フ)第213号	函館市亀田町6番12号 レオパレスルミエール3 104号室 債務者 小川 祥輝 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第242号	函館市若松町18番13-903号 メゾン若松 債務者 三浦りりか(旧姓池田) 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第245号	函館市日吉町4丁目1番2-309号 ビレッジハウス函館 債務者 國友 伸也

令和7年(フ)第1046号	愛知県東海市名和町北寺廻間32番地 債務者 青山 稔 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第117号	山形県上山市金生1丁目13番13-203号 債務者 和田 勝利 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1246号	名古屋市中川区前田西町2丁目201番地 県営西前田住宅1棟412号 債務者 磯貝ペリンダこと ISOGAI B E L I N D A YULO 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第126号	山形市深町1丁目7番37-302号 県営深町アパート2号、前住所山形市江俣3丁目8番3号 債務者 仁科 美希 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第129号	山形市青田4丁目8番6号 債務者 小鳴 恵美 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第976号	名古屋市港区小堀2丁目80番地 債務者 池田 陽子 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1334号	名古屋市中区丸の内1丁目2番18号 ハイツ丸の内606号 債務者 東山 摩衣 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1409号	名古屋市千種区徳川山町5丁目3番12-403号 金児荘 債務者 日紫喜經子 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1419号	名古屋市西区笹塚町1丁目21番地 市営笹塚荘3棟607号 債務者 松久 容子 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1427号	名古屋市千種区日進通6丁目1番地 FJ日進通401 債務者 古瀬 雅浩 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1464号	愛知県尾張旭市緑町緑ヶ丘6番地1 シャトル緑ヶ丘II202号 債務者 大野 紗希 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1533号	名古屋市天白区島田3丁目504番地 フォーシックスマキII206号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字中汐田6番地の1 クロスポート中汐田203号 債務者 小川 泰男 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3号	北海道留萌市野本町18番地の2 市営住宅52-1-17号 債務者 原田 周一 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午前10時 旭川地方裁判所留萌支部
令和7年(フ)第4640号	東京都葛飾区亀有1丁目25-14-301 債務者 倉持 喜老(旧姓田崎) 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4646号	東京都大田区蒲田1丁目26-16 泉荘2F7号 債務者 横山 章 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4650号	東京都板橋区西台1丁目18-2-301 債務者 竹下 喜子 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4652号	東京都大田区東雪谷2丁目26-10-102 債務者 矢作 圭汰 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4690号	東京都中野区丸山1丁目2-6-202 債務者 繼岩 航 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4693号	東京都足立区神明南1丁目9-31-106 債務者 濑野尾七音 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4716号	東京都江戸川区興宮町7-12 債務者 鈴木 光咲 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4721号	東京都足立区北加平町10-15 サブウェイ北綾瀬A102 債務者 飯塚糸甫こと 後藤万里絵 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4738号	東京都板橋区大原町5-5-201 債務者 菅原 淳 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第45号	大分県宇佐市安心院町古川505番地 債務者 山口 洋希 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月25日午前11時30分 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第2903号	大阪市東淀川区大隅1丁目2番21号 凱施門ビル 311号 債務者 藤森 始 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4651号	東京都板橋区富士見町33-11 ふじみ215 債務者 八木橋仁美 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4658号	東京都練馬区南大泉2丁目1-3-201 債務者 松永 流 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4659号	東京都練馬区石神井町5丁目5-7 6ホワイトハイツ石神井公園101 債務者 西村斗志輝 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4717号	東京都墨田区錦糸1丁目7-1-202 債務者 上村 芳子 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午後2時 東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止	令和6年(フ)第2194号 福岡市中央区草香江1丁目8番32-712号グランドサンリヤン大濠公園、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区渋谷2-19-15宮益坂ビルディング609 破産者 N株式会社(旧商号STIMIRON株式会社) 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第48号	千葉県木更津市金田東6丁目38番地3 キャトルフィーユ101 破産者 山本 和仁 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第216号	千葉地方裁判所木更津支部 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 栃木県鹿沼市上野町203番地1 破産者 有限会社石川商事 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第109号	令和6年(フ)第667号 千葉市西区己斐上4丁目31番2号1F 破産者 株式会社こまち 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第110号	令和7年(フ)第5号 千葉地方裁判所民事第4部 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 栃木県小山市西城南1丁目5番地37 ラ・ゼン西城205号、商業登記簿上の本店所在地栃木県小山市新井町775番地 破産者 株式会社アキトフーズ 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第696号	令和7年(フ)第24号 千葉地方裁判所尾道支部 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島県尾道市向東町9221番地28 破産者 株式会社大誠 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
埼玉県八潮市大字南川崎312番地8 破産者 有限会社木下工務店	令和6年(フ)第93号 千葉地方裁判所尾道支部 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島県福山市本庄町中3丁目15番25号、商業登記簿上の本店所在地岐阜県羽島市福寿町平方7丁目31番地 破産者 株式会社渡辺 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第68号

長崎県長崎市さくらの里1丁目5番6号パークヒルズ桜の里C-101、旧住所長崎県長崎市さくらの里1丁目9番17号
破産者 株式会社明良サービス
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第79号

福島県須賀川市向陽町364番地
破産者 大日本舞踏衣装株式会社
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第2223号

横浜市中区弥生町2丁目15番地1
破産者 有限会社ヒューマンネットワーク横浜
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2956号

神奈川県藤沢市善行7丁目11-10-203
破産者 株式会社C r e a B o x
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第11号

三重県南牟婁郡紀宝町井田1603番地3
破産者 南 紀太郎
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所熊野支部

破産手続終結

令和6年(フ)第387号

栃木県日光市猪倉914番地26
破産者 有限会社和香工業
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第39号

栃木県日光市清滝1丁目8番36号
破産者 和田 譲
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第131号

新潟市中央区東大畑通二番町488番地
破産者 玉木商事株式会社
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第3541号

大阪府豊中市勝部3丁目4番30号
破産者 有限会社セイコー工芸
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第42号

広島県福山市南手城町3丁目14番9号
破産者 有限会社マルヤス
1 決定年月日 令和7年7月11日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第1068号

福岡県太宰府市水城2丁目11番10号
破産者 株式会社ジプラス

- 1 決定年月日 令和7年7月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(フ)第203号

滋賀県東近江市種町1736番地
破産者 大湖産業株式会社
1 決定年月日 令和7年7月14日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第1957号

福岡市城南区南片江1丁目15番21-703号
アネーロ城南、前住所福岡市中央区地行3丁目26番25-611号 アブリーカス百道浜
破産者 岡 莊一郎
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2095号

福岡県筑紫野市岡田1丁目1番地4 アヴァンセ岡島110号
破産者 大村 尚子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第420号

福岡県朝倉郡筑前町中牟田304番地2 サンセールXI203号
破産者 島口由紀子
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2163号

福岡県古賀市千鳥6丁目27番18号
破産者 永見 桂子

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第280号

茨城県つくば市平58番地
破産者 大藤 沙樹

- 1 決定年月日 令和7年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第2142号

名古屋市中区大井町6番11号 プライムメイツ東別院1404号、開始決定時の住所名古屋市千種区今池5丁目27番19号 タウンM & E 316号
破産者 山本 優月

- 1 決定年月日 令和7年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第119号

群馬県富岡市白岩634番地54
破産者 浅香 博

- 1 決定年月日 令和7年7月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

<p>令和6年(フ)第190号 静岡県沼津市大岡1972番地の1 市営自由ヶ丘団地N3-703、前住所静岡県沼津市寿町13番1号 グランデッサ202 破産者 渡邊 勉 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和6年(フ)第48号 兵庫県たつの市新宮町新宮426番地1 破産者 進藤 真吾 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部 令和6年(フ)第86号 大分県由布市湯布院町塚原70番地114、開始決定時の住所広島県尾道市向東町1070番地 破産者 田口 栄治 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所尾道支部 令和6年(フ)第218号 広島県広島市西区三篠町1丁目4番5-803号、開始決定時の住所香川県高松市国分寺町新名991-7 破産者 藤川 和伸 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係 </p>	<p>令和6年(フ)第1069号 福岡県太宰府市五条1丁目11番20号 破産者 橋本 剛 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第1437号 福岡市早良区室住団地41番505号 破産者 石田撮影事務所こと 石田 尚之 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第258号 静岡市駿河区小鹿2丁目28番39-102号 県 営富士白団地 破産者 伊藤美さ江 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部 令和5年(フ)第212号 滋賀県彦根市長曾根南町533番地13(103号) 破産者 小寺 孝治 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部 破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和6年(フ)第379号 山梨県甲府市徳行5丁目1番18号 破産者 志村 健次 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午後3時 令和7年7月11日 甲府地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第6196号 大阪府寝屋川市長栄寺町4-1 ヒューマンハウス105号、開始決定時大阪府寝屋川市北有利町5番23号(302号) 破産者 白明社こと 斎藤 浩和 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 2 一般調査期日 令和7年10月9日午後1時40分 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第6183号 大阪市浪速区日本橋5丁目7番10号山田ビル205号室 破産者 株式会社コスマオフ 1 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後1時30分 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第6184号 札幌市南区澄川3条5丁目3番10-303号 破産者 佐藤 美香 </p>	1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部 令和6年(フ)第37号 鳥取県米子市東福原7丁目9番24号 201号 破産者 角 康子 1 決定年月日 令和7年7月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部 破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和6年(フ)第379号 山梨県甲府市徳行5丁目1番18号 破産者 志村 健次 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午後3時 令和7年7月11日 甲府地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第6196号 大阪府寝屋川市長栄寺町4-1 ヒューマンハウス105号、開始決定時大阪府寝屋川市北有利町5番23号(302号) 破産者 白明社こと 斎藤 浩和 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 2 一般調査期日 令和7年10月9日午後1時40分 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第6183号 大阪市浪速区日本橋5丁目7番10号山田ビル205号室 破産者 株式会社コスマオフ 1 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後1時30分 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第6184号 札幌市南区澄川3条5丁目3番10-303号 破産者 佐藤 美香	1 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後1時30分 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第2081号 福岡市南区清水4丁目12番29号 破産者 熊井 啓人 1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午後2時30分 令和7年7月11日 福岡地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第2160号 福岡県宗像市東郷6丁目4番17号 フォーレスト宗像1-1号、前住所福岡県宗像市石丸4丁目4番10号 破産者 藤原 実 1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 2 一般調査期日 令和7年9月18日午前10時 令和7年7月11日 福岡地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第5680号 大阪府八尾市上之島町北6丁目3番地の4 破産者 株式会社え波戸製作所 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後2時 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第4民事部 令和6年(フ)第5681号 大阪府東大阪市若江西新町3丁目1番10号 GRAND STEADY八戸ノ里 601号、開始決定時大阪府八尾市宮町4丁目5番31号 破産者 江波戸 啓 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後2時 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第4562号 大阪市北区中之島5丁目3番92-1406号 破産者 有馬 之秀 1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 2 一般調査期日 令和7年10月6日午後1時30分 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部
---	---	---	--

令和7年(フ)第464号
東京都福生市本町22番地 サンライズビル302号室、申立時の住所金沢市金石海禅寺町3番14号(前々住所)福岡市南区高宮2丁目15番6号
破産者 長屋 歩
1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
2 一般調査期日 令和7年10月9日午後1時30分
令和7年7月11日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第250号
山形市東青田3丁目3番23号、開始決定時の住所山形市双葉町1丁目3番5-1003号
サービス山形駅前
破産者 鏡 長一
1 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで
2 一般調査期日 令和7年10月9日午前10時55分
令和7年7月14日 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第663号
大阪府吹田市昭和町8番6号、住民票上の前住所大阪市淀川区東三国4丁目20番13号
破産者 C for Dこと 石崎夕紀秀
1 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで
2 一般調査期日 令和7年10月23日午後1時50分
令和7年7月11日
大阪地方裁判所第6民事部

債権者集会招集

令和5年(フ)第5266号
大阪市淀川区東三国5丁目12番6-305号
破産者 株式会社ベンリッチ
1 期日 令和7年9月1日午後3時
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年7月11日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第2341号
福岡市南区長住3丁目13番401号
破産者 綾部 辰寿
異議申述期間 令和7年9月4日まで
令和7年7月10日
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第6227号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の428
破産者 大塚 嘉広
異議申述期間 令和7年9月8日まで
令和7年7月14日
大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2046号
東京都新宿区西新宿2丁目4番1号
清算株式会社 株式会社グローバル・メディカルラボ
代表清算人 山名 徳雄
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第2013号
東京都練馬区春日町6丁目9番14号
清算株式会社 王光カラー株式会社
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第101号
(本店所在地) 和歌山県紀の川市打田131番地の37
清算株式会社 株式会社なだいコーポレーション
代表清算人 瀧井 寿夫
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第3019号
兵庫県尼崎市東園田町2丁目43-1
清算株式会社 オースディ株式会社
代表清算人 横瀧 尚弘

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件協定を認可する。
協定
1 協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
2 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、株式会社ルートスタイルを除く各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第6民事部

再生手続開始

令和7年(再)第1号
石川県七尾市田鶴浜町ト部61番地
再生債務者 株式会社ピーエフエ
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部

再生手続終結

令和3年(再)第3号
東京都練馬区下石神井6丁目1番15-203号
(開始決定時の住所) 静岡県浜松市中区海老塚1丁目18-31 ジュンオアシス305
再生債務者 平松 忠
1 主文 本件再生手続を終結する。
2 理由の要旨
(1) 監督委員が選任されている。
(2) 再生計画認可の決定が確定した後3年を経過した。

令和7年7月8日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第24号
秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市188番地
再生債務者 岌山 義孝
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月22日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第9号
さいたま市南区鹿手袋6丁目22番37号 ドエル・プリムロウズ1205
再生債務者 久保田凌丞
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第105号
埼玉県鴻巣市糠田2943番地1 (旧住所) 埼玉県鴻巣市箕田3660番地1 エスカーヴ203
再生債務者 関口 拓人
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第106号
さいたま市北区宮原町3丁目475番地3 チコラース30B
再生債務者 佐野 佑真
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第15号 埼玉県草加市花栗4丁目10番12号 飯村方 再生債務者 岡田 真克 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月25日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月25日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年(再イ)第27号 長崎県西海市西彼町上岳郷331番地5 上岳第2住宅204号 再生債務者 岸下 韶 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第3号 愛知県津島市埋田町1丁目46番地1 再生債務者 野田 和宣 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年(再イ)第61号 岡山市中区江並336番地10 再生債務者 田村 伸 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第136号 愛知県知多市つじが丘2丁目1番地 23-305 再生債務者 三宅茉由美 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第171号 福岡市博多区住吉3丁目8番30-927号 エンクレスト博多STYLE 再生債務者 藤田 広宣 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第14号 滋賀県愛知郡愛荘町長野2097番地38 再生債務者 インテリア伊藤こと 伊藤 裕之 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月7日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで 福岡地方裁判所行橋支部再生係	令和7年(再イ)第14号 福岡県行橋市大字東徳永265番地5 再生債務者 林 隆之 1 決定年月日時 令和7年7月7日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
令和7年(再イ)第23号 大津地方裁判所彦根支部 令和7年(再イ)第28号 神奈川県厚木市まつかけ台51番13号 再生債務者 岩崎 優志 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	令和7年(再イ)第23号 長崎県長崎市田手原町766番地2 再生債務者 川村 亜生 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第2号 大阪府吹田市尺谷34番23号 再生債務者 石田 雅之 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和6年(再イ)第127号 大阪府吹田市尺谷34番23号 再生債務者 石田 雅之 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第25号
山梨県甲府市上曾根町3662番地467
再生債務者 栗林 裕太
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年（再イ）第607号
大阪市浪速区大国2丁目11-11-701号室(住民票上の住所 兵庫県尼崎市潮江1丁目20番1-704号)
再生債務者 横山 琢人
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第67号
大阪府守口市梶町3丁目31番15号
再生債務者 近藤 宏信
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第36号
大分市深河内2丁目2番18-401号 三和コーポえのくま
再生債務者 安東 豪
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月12日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第4号
岩手県陸前高田市高田町字西和野91番地7
再生債務者 村上 雄樹
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで
盛岡地方裁判所一関支部
令和7年（再イ）第2号
新潟県佐渡市河原田諷訪町52番地
再生債務者 松原 博
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで
新潟地方裁判所佐渡支部再生係
令和7年（再イ）第10号
富山県砺波市堀内18番1 医療法人社団寿山会 あおい病院 (住民票上の住所) 富山県南砺市松原新1460番地
再生債務者 塚田紙器製作所こと 塚田 朋子
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月25日まで
富山地方裁判所高岡支部
令和7年（再イ）第8号
広島県福山市西新涯町1丁目19番20号
再生債務者 村上 陽介
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（再イ）第8号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3005番地16
再生債務者 松元 雄二
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで
宮崎地方裁判所都城支部
令和7年（再イ）第12号
宮崎県都城市南横市町7095番地3都原ハイツ110
再生債務者 平尾 七穂
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで
宮崎地方裁判所都城支部
小規模個人再生による書面決議に付する決定
令和7年（再イ）第40号
千葉県八千代市米本1359番地 米本団地3街区40棟205号
再生債務者 米内 仁史
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで
令和7年7月11日
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年（再イ）第13号
茨城県水戸市鯉淵町2508番地の81
再生債務者 菅野 仁
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで
令和7年7月9日
水戸地方裁判所
令和7年（再イ）第8号
大分市王子西町10番9号
再生債務者 菊池 真也
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで
令和7年7月10日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第11号
大分市明野北4丁目3番3-305号 グリーンヒル明野天然町
再生債務者 白井 秀幸
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで
令和7年7月10日
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第11号
埼玉県新座市東3丁目9番22号
再生債務者 熊谷 政昭 (旧姓松浦)
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで
令和7年7月11日
さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第28号
神奈川県横浜市港北区下田町5丁目21番28号 D. H. 日吉201 (開始決定時の住所 埼玉県上尾市二ツ宮852番地2 ウッディヒルズB-2)
再生債務者 浜口 幸介
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで
令和7年7月11日
さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第4号
盛岡市箱清水2丁目7番16号
再生債務者 佐々木良太
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで
令和7年7月14日
盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第8号
岩手県花巻市高木第16地割118番地
再生債務者 富澤 道明
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで
令和7年7月14日 盛岡地方裁判所花巻支部

令和6年(再イ)第43号 茨城県つくば市みどりの南96番地16 再生債務者 村井 光 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月11日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(再イ)第26号 愛知県稻沢市稻沢町北山2丁目11番地 ト エネック稻沢寮 再生債務者 渡邊 聖仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月11日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(再イ)第200号 大阪市淀川区木川西3丁目2番25号 石垣ハ イツ1号 再生債務者 川本 亮祐 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第149号 福岡県糟屋郡篠栗町庄3丁目23番15号 再生債務者 王野 重幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第8号 茨城県つくば市みどりの中央8番地2 ウイ ングコートみどりの108号 再生債務者 原 杏輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月14日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(再イ)第4号 和歌山県橋本市高野口町大野160番地の4 再生債務者 伊都 昌樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月11日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(再イ)第9号 兵庫県朝来市和田山町柳原79番地1 再生債務者 衣川 博志 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 神戸地方裁判所豊岡支部再生係	令和6年(再イ)第161号 福岡県福岡市中央区春吉1丁目12番36号ハイ ツ春吉15号 再生債務者 梶間 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第13号 静岡県袋井市松原1173番地の1 再生債務者 高木 智彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月14日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和7年(再イ)第8号 和歌山市鳴神688番地17 再生債務者 南方 悅杜 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月11日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(再イ)第47号 福岡市中央区薬院4丁目14番1-302号 グ ランドメゾン浄水 ガーデンシティ セント ラルフォレストI 再生債務者 山西祐一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 29日まで 令和7年7月8日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第5号 福岡県大野城市牛頸2丁目6番5号 再生債務者 庄司 一弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第3号 群馬県高崎市下豊岡町1504番地10 再生債務者 中島 雄也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月11日 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(再イ)第6号 北海道苦小牧市花園町3丁目16番5号 再生債務者 山崎 裕哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 札幌地方裁判所苦小牧支部	令和6年(再イ)第288号 福岡県宗像市ひかりヶ丘2丁目3番地3 再生債務者 駄場 勝利 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月30日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで 令和7年7月9日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(再イ)第35号 福岡県古賀市小山田354番地2(住民票上の 住所)福岡市東区箱崎2丁目30番9号 ソレ イユ箱崎 再生債務者 安井 隆司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第50号 山梨県中巨摩郡昭和町上河東879番地11 メ ゾンKE N103号 再生債務者 田宮 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月11日	令和7年(再イ)第9号 北海道河東郡音更町木野大通東17丁目2番地 23 再生債務者 中村 悠二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 釧路地方裁判所帶広支部再生係		

令和7年（再イ）第22号 福岡市中央区地行4丁目6番16-404号 パークスタイル エクセオ 再生債務者 堀江 俊雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで 令和7年7月11日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第17号 三重県四日市市清水町2番31号 再生債務者 橋口 祥吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 津地方裁判所四日市支部
令和7年（再イ）第11号 香川県高松市藤塚町2丁目6番1号 サンライフビル401 再生債務者 小森 隆志 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月14日 高松地方裁判所民事部破産・再生係 小規模個人再生による再生計画取消
令和3年（再イ）第11号 新潟市東区幸栄3丁目4番3号 グリーンハイツ202号 再生債務者 小池 哲男 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和4年2月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。 令和7年7月14日 新潟地方裁判所三条支部

小規模個人再生による再生手続廃止 令和6年（再イ）第295号 大阪市住之江区南港中4丁目2番11-905号 再生債務者 村上かおり 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第1号 北海道小樽市オタモイ1丁目7番1号 再生債務者 岸 瞳 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。 令和7年7月14日 札幌地方裁判所小樽支部 給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再イ）第10号 大阪府守口市緑町1番5-602号 再生債務者 上岡 祐己 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再イ）第1号 福岡市東区箱崎ふ頭3丁目4番26-410号 クラブオリエントビルNO. 102 再生債務者 重松 照美 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月7日 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年（再イ）第8号 埼玉県八潮市大字大瀬1615番地4 再生債務者 原田 清孝

令和7年（再イ）第2号 愛媛県伊予郡砥部町北川毛229番地 再生債務者 鈴木 愛子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 松山地方裁判所民事部 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの方の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。
令和7年（再イ）第3号 愛媛県松山市中須賀1丁目10番1号 再生債務者 早瀬めぐみ 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第1号 愛媛県松山市中須賀1丁目10番1号 再生債務者 早瀬めぐみ 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月7日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月14日 松山地方裁判所民事部 給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年（再イ）第21号 さいたま市中央区本町西3丁目1番6号 キャメル与野本町V105 再生債務者 阿部紗都美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月11日 さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第1号 三重県度会郡玉城町佐田341番地19 再生債務者 中田 泰人 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 津地方裁判所伊勢支部再生係

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。

令和7年(チ)第4号

東京都大田区多摩川1丁目18番28号 アーバンライフ大友
申立人 大友 孝之
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都大田区蒲田三丁目10番24号
所在等不明共有者 若尾 清一
届出期間満了日 令和7年11月17日
令和7年7月9日
千葉地方裁判所八日市場支部

(別紙) 物件目録

1 所在 山武市松ヶ谷字関ノ下
地番 口3360番55
地目 雜種地
地積 81平方メートル
所在等不明共有者の持分 持分3分の1
2 所在 松ヶ谷口3360番地85
種類 別荘
構造 木造スレート葺
床面積 1階 42.97平方メートル
所在等不明共有者の持分 持分3分の1
(未登記)

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第8号

兵庫県姫路市総社本町190番地
申立人 射楯兵主神社
最後の住所 兵庫県姫路市別所町別所1131番地特別養護老人ホーム星陽
(不動産登記記録上の住所) 姫路市総社本町159番地
所有者 乾 美明
届出期間満了日 令和7年9月8日
令和7年7月8日 神戸地方裁判所姫路支部
(別紙) 物件目録
1 所在 姫路市総社本町
地番 134番
地目 宅地
地積 35.87平方メートル
2 所在 姫路市総社本町134番地
家屋番号 134番
種類 店舗・居宅
構造 鉄骨造陸屋根4階建
床面積 1階 30.00平方メートル
2階 30.00平方メートル
3階 30.00平方メートル
4階 7.70平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第1号

申立人 国
住所・居所 不明
(最後の住所) 不明
共有者 長尾 幸子
住所・居所 不明
(最後の住所) 千葉県流山市江戸川台西1丁目12番地の2 リーフコートB-101
共有者 川内アキ子
住所・居所 不明
(最後の住所) 札幌市西区西町南18丁目4番22号 第2札幌ハイツ105号
共有者 清水 政直

住所・居所 不明

(最後の住所) 横浜市港南区笹下3丁目7番29号

共有者 内山 猛

届出期間満了日 令和7年9月8日

令和7年7月8日

札幌地方裁判所岩見沢支部
(別紙) 物件目録

所在 岩見沢市北村中央
地番 170番
地目 公衆用道路
地積 65平方メートル
不明共有者 長尾 幸子の共有持分 399360分の15360
不明共有者 川内アキ子の共有持分 399360分の3264
不明共有者 清水 政直の共有持分 399360分の7680
不明共有者 内山 猛の共有持分 399360分の38610

令和7年(チ)第7号

広島県安芸郡海田町砂走10番33号
申立人 宮原建設株式会社
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 安芸郡熊野町
所有者 小池 受迫

届出期間満了日 令和7年9月5日

令和7年7月8日 広島地方裁判所

(別紙) 物件目録
所在 安芸郡熊野町出来庭四丁目
地番 2200番
地目 溝池、外堤敷
地積 700平方メートル

令和7年(チ)第3号

長崎県佐世保市野中町436番地1

申立人 久田恵美子

住所・居所 不明

所有者 久保 只八

届出期間満了日 令和7年8月29日

令和7年7月8日

長崎地方裁判所佐世保支部

(別紙) 物件目録

所在 佐世保市野中町
地番 又511番
地目 墓地
地積 76平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第22号

石川県羽咋市旭町ア200番地

申立人 羽咋市長 岸 博一

住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県羽咋市柴垣町十九字112番地9

(不動産登記記録上の住所) 羽咋郡志賀町字高浜町ク16番地7

所有者 亡大森菊太郎相続財産

届出期間満了日 令和7年9月8日

令和7年7月8日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録

所在 羽咋市柴垣町壱九 112番地9
家屋番号 112番9
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 134.19平方メートル
2階 19.87平方メートル

会社やのむの会社

左記会社は合併して申立この権利義務全部を承継して存続し、こは解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、最終債権対照表の顯示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 宮報

掲載の日付 令和7年1月15日

掲載頁 140頁(号外第七号)

(乙)掲載紙 宮報

掲載の日付 令和7年6月16日

掲載頁 80頁(号外第111号)

令和7年7月11日

東京都千代田区神田神保町1丁目1番地

(甲)株式会社三省堂書店
代表取締役 鶴井 崇雄

東京都文京区白山1丁目111番7号

(乙)株式会社三省堂アソシエート
代表取締役 鶴井 崇雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年1月十五日
掲載頁 一三七頁 (号外第七号)

令和七年七月二十三日
東京都豊島区東池袋四丁目二一番一号アウルタワー三階

(甲) 株式会社ラストワンマイル
代表取締役 渡辺 誠

(乙) C I T V 光株式会社
代表取締役 木村 壮伯

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は会社法第七九条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経て合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しているまでの、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年7月22日
掲載頁 一二九頁 (号外第一五一号)

令和七年七月二十三日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番三号

(甲) 株式会社B M L ライフサイエンス・ホールディングス
代表取締役 近藤 健介

(乙) 株式会社B M L ライフサイエンス・ホールディングス
代表取締役 小日向清隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 合同会社M E プロパティー
代表社員 法身 栄治

(乙) 合同会社N e o
代表社員 法身 栄治

(甲) PENTAX Medical合同会社
代表社員 H O Y A 株式会社
職務執行者 松井 和人

(乙) H O Y A 株式会社
代表執行役 池田英一郎

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 八十八頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月16日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のPENTAXライフケア事業部（日本国内の内視鏡事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) PENTAX Medical合同会社
代表社員 H O Y A 株式会社
職務執行者 松井 和人

(乙) H O Y A 株式会社
代表執行役 池田英一郎

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は吸収分割して甲は乙のPENTAXライフケア事業部（日本国内の内視鏡事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 合同会社M E プロパティー
代表社員 法身 栄治

(乙) 合同会社N e o
代表社員 法身 栄治

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月23日
掲載頁 九十五頁 (号外第一六三号)

です。

左記会社は組織変更して株式会社に組織変更することにいたしました。

(甲) 合同会社M E プロパティー
代表社員 法身 栄治

(乙) 合同会社N e o
代表社員 法身 栄治

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和6年9月30日
掲載頁 一三三頁 (号外第二二八号)

組織変更公告	当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は、柘植タクシー株式会社とします。	この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月23日	令和7年7月23日
三重県伊賀市柘植町二一一番地	柘植タクシー合資会社
代表社員 福嶋 ます	代表社員 福嶋 ます

組織変更公告	当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年九月七日であり、組織変更後の商号はOM Style株式会社とします。	この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月二十三日	令和七年七月二十三日
沖縄県島尻郡久米島町字儀間一七番地	茨城県結城郡八千代町大字菅谷六七七番地
合同会社大道 代表社員 大道 敦	株式会社マネージメントサポート の四 代表取締役 伊佐間正道

組織変更公告	当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は令和七年八月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社与那原交通とします。	この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年七月二十三日	令和七年七月二十三日
沖縄県島尻郡与那原町字与那原五番地の五合名会社与那原交通 代表社員 伊集 浩	東京都新宿区市谷本村町一番号 株式会社ベター・プレイス 代表取締役 森本 新兒

資本金の額の減少公告	当社は、資本金の額を八千十萬円減少することにいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和七年七月二十三日
令和七年七月二十三日	東京都千代田区西神田二丁目一八一一二F 株式会社BANKY 代表取締役 阪本 善彦
ルスファイア会計事務所内	東京都千代田区市谷本村町一番号 株式会社ベター・プレイス 代表取締役 森本 新兒

資本金の額の減少公告	当社は、資本金の額を二億三千萬一円減少することにいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和七年七月二十三日
令和七年七月二十三日	東京都千代田区丸の内一丁目一番二号 株式会社RAホールディングス 代表取締役 仁井 茂樹
ルスファイア会計事務所内	東京都千代田区平河町一丁目六番一五号シ 千葉稻毛合同会社 代表取締役 仁井 茂樹

資本金の額の減少公告	当社は、資本金の額を四億三千六百六十三万八千円減少することにいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和七年七月二十三日
令和七年七月二十三日	東京都港区虎ノ門四丁目三番一号四階 株式会社清和アセット
代表取締役 三鬼紘太郎	代表取締役 三鬼紘太郎

資本金の額の減少公告	当社は、資本金の額を金五十万円減少することにいたしました。
この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	令和七年七月二十三日
令和七年七月二十三日	東京都港区浜松町一丁目一〇番一一号 ジエイファーマ株式会社 代表取締役社長 吉武 益広
代表取締役 三鬼紘太郎	代表取締役 三鬼紘太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

東京都港区南青山三三三一六スタービルA一六〇二

b1d. 二F

株式会社MAISON ZAX 代表取締役 金澤 唯

KN-D企業総合支援合同会社 代表社員 株式会社JIN人財サポート 職務執行者 多田 憶尋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千六百四万四千八百円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十八日に終了しております。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

株式会社BANKY 代表取締役 阪本 善彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

株式会社RAホールディングス 代表取締役 仁井 茂樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千萬一円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一五号シ 千葉稻毛合同会社 代表取締役 仁井 茂樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千十萬円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号シ ルスファイア会計事務所内 千葉稻毛合同会社 代表取締役 仁井 茂樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千六百六十三万八千円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

東京都千代田区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二階 合同会社Goodest 代表社員 永嶋 章弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十九万円減少しました。

効力発生日は令和七年九月十七日であり、株主総会の決議は、令和七年七月一日に終了しておりました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

株式会社清和アセット 代表取締役 三鬼紘太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五十万円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

ジエイファーマ株式会社 代表取締役社長 吉武 益広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五十万円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号四階 ジエイファーマ株式会社 代表取締役社長 吉武 益広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五十万円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

株式会社JIN人財サポート 職務執行者 多田 憶尋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

当社は、資本金の額を二億七千七十一万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

株式会社JIN人財サポート 職務執行者 多田 憶尋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

当社は、資本金の額を二億七千七十一万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

株式会社JIN人財サポート 職務執行者 多田 憶尋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

当社は、資本金の額を二億七千七十一万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

株式会社JIN人財サポート 職務執行者 多田 憶尋

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百萬円減少することにいたしました。

この決定に對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十三日

